

中東知的財産ニュースレター Vol.33

GCC – PCT 特許出願および国内移行手続きの増加

6 月初旬、WIPO は 2019 年版特許協力条約年間レビューを公表しました。これには、PCT 特許出願や国内段階への移行手続きに関する統計が含まれます。

GCC 6 カ国の 2017 年および 2018 年における PCT 特許出願の統計（下表参照）から次のような傾向が見られます：

- サウジアラビアを出願人国籍とする PCT 特許出願は、2017 年から 2018 年の間に顕著な増加が見られ、378 件から 661 件に増えました。同時期にサウジアラビア知的財産総局が受理官庁として受理した PCT 特許出願件数は、26 件から 40 件に増えています。
- アラブ首長国連邦からの PCT 特許出願件数に変化はありません。
- バーレーン、クウェート、オマーン、カタールからの PCT 特許出願件数およびこれらの国の受理官庁が受理した PCT 国際出願件数は、比較的少なく、変化も見られません。

2017–2018 年における受領官庁ごと及び出願人国籍からの PCT 特許出願

	2018 年 PCT 出願（国際段階）		2017 年 PCT 出願（国際段階）	
	受理官庁	出願人国籍	受理官庁	出願人国籍
バーレーン	0	1	0	1
クウェート	0	6	0	4
オマーン	11	14	1	3
カタール	7	15	6	26
サウジアラビア	40	661	26	378
アラブ首長国連邦	-	92	-	95
合計	58	789	33	507

ヨルダン — 特許年金に関する決定

ヨルダン特許庁は、2019年4月22日以降国内段階に移行されたPCT出願に関して、国内移行日に、国際出願日からの年金を支払うことを決定しました。この決定は、ヨルダンでのPCT国内移行にかかる費用に影響を与えるものと考えられます。

クウェート — 2019年版スペシャル301条報告書

クウェートは、知的財産権の保護と海賊版・模倣品市場のレビューに関する2019年版スペシャル301条報告書の対象とされています。

スペシャル301条報告書は、米国通商代表部(USTR)が毎年作成し、USTRが知的財産権の保護が「不十分で効果的ではない」、あるいは「知的財産権を事業の軸とする米国企業などに対し公正かつ公平な市場参加」を認めない国を特定するものです。

USTRは、米国の懸念への対応措置を怠った国に対し、不公平な慣行の是正と貿易相手国による国際公約遵守の徹底を目的に、世界貿易機関の紛争解決手続などに基づき、適切な執行措置を講じるとしています。

2018年から2019年にかけて不定期的に実施された、クウェートの著作権制度の問題を主眼としたレビューの結果、クウェートは、USTRのスペシャル301条報告において「優先監視国」に指定されています。クウェートが優先監視国リストに含まれる主な理由は以下のとおりです：

- クウェートの著作権制度は、(i) 保護期間、(ii) 「複製品製造量の制限」、(iii) 取締り、救済措置および損害賠償、(iv) 「定義」などに関し、国際公約の基準に達していない
- (i) 商工省消費者保護部による市場からの不正商品排除に困難が生じていること、(ii) 行政手続きや刑事手続きが透明性に欠けているなどのクウェートにおける模倣品や海賊版の問題

同報告書は、2018年を通してクウェート特許商標局が制度の改善に努めたことを認めるとともに、クウェート税関と米税関・国境警備局の国内アドバイザープログラムの協力が継続されている点を高く評価しています。

しかし、同報告書は「商工省は今年も米国と協力を続けたが、明確かつ予測可能な知的財産(IP)の権利行使手続きは未だに確立されていない。クウェートは、さらに資源を投じ、抑止効果を上げるため、行政措置や罰金、罰則をより厳重にすることにより、ラベルやパッケージを変えた模倣品を含め、模倣品の売買を減らすための対策を講じるべきである。該当する犯罪行為のうち、有力な訴追を優先させ、訴訟手続きの著しい遅れを最小限に抑えるよう強く要請する。」としています。

サウジアラビア — 商号不正使用の対策を強化

決議 542 号（ヒジュラ歴 1440 年 9 月 16 日付）は、勅令 M15 号（ヒジュラ歴 1420 年付）12 条を改正し、商号の不正使用に対する新たな罰則を設けました。この罰則は、侵害の種類および社会への影響の程度に応じて、地方紙への掲載あるいは他の方法で判決書を公開するというものです。

商号に関する勅令 M15 号（ヒジュラ歴 1420 年付）12 条（およびその改正規則）は、「当規則に違反して商号を使用する者には、最高 5 万リアル（約 100 万円）の罰金を科す。累犯の場合、二倍の罰金を科す」と定めています。

サウジアラビア — 2019 年版スペシャル 301 条報告書

サウジアラビアは、知的財産権の保護と海賊版・模倣品市場のレビューに関する 2019 年版スペシャル 301 条報告書において「優先監視国」に指定されました。

サウジアラビアを優先監視国リストに含む理由は「知財に関する長引く懸念」と「国境での知財保護と取締りのさらなる悪化」への対応策が講じられていないこととされ、具体的に下記のように説明されています：

- 医薬品の知財保護が不十分であること。具体的には、サウジアラビア食品医薬品庁(SFDA)が、サウジアラビアまたは GCC の特許保護下にある医薬品の国内企業による後発医薬品（ジェネリック医薬品）の製造を認可したこと。
- サウジアラビアで「衛星放送およびインターネット上の著作権侵害が横行し、懸念が高まっている」こと。具体的には、サービスプロバイダー "BeoutQ" は「サウジアラビアを拠点とする衛星通信プロバイダー *Arabsat* を介して、著作権を侵害するコンテンツを配信する不法サービスや、アプリやストリーミング端末により、無断で映画やテレビ番組の視聴を可能にする不法サービスを提供していること。
- 知財権の行使に関する積年の懸念。取締りや調査が透明性に欠け、差押え、模倣品や海賊版の処分が不十分であることなど。

スーダン — 公的機関の機能不全

情勢不安が続く中、スーダンの知的財産機関および他の政府機関は、完全に機能していません。インターネットが使用できないことで、特許代理人や商標代理人の運営にも支障が生じています。

これにより、国内での知的財産権の出願、各種手続き、法的手続きにも影響が及ぶものと考えられます。

アラブ首長国連邦 (UAE) — 2019 年版スペシャル 301 条報告書

アラブ首長国連邦 (UAE) もまた、知的財産権の保護と海賊版・模倣品市場のレビューに関する 2019 年版スペシャル 301 条報告書において「監視国」に指定されています。

UAE が 2019 年の監視国リスト（優先監視国ほどの重大な懸念はない）に含まれる理由は下記の通りです：

- 米国の特許保護下にある医薬品のジェネリック版の国内製造を UAE が公式に許可したこと
- UAE が GCC 特許庁により承認を受けた特許権を引き続き認める意向にあるかどうか明確にされていないこと
- 知財権の権利行使、特に模倣品に対する権利行使
- 著作権および商標権の侵害
- フリーゾーンの取締りが不十分であること
- 著作物の利用許諾と使用料の支払いを許可する共同管理機関の設立のために必要な運営許可を付与していないこと
- 商標登録出願にかかる高額な費用と、異議申立手続きの遅れ

同報告書は次のように結論付けています：「2019 年度も引き続きアラブ首長国連邦 (UAE) を監視国に指定する。UAE は、知的財産に関わるいくつかの懸念事項について改善の努力が見られたものの、長期にわたり懸念の続く多くの問題について進展は見られない。」

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 33

[著者]

CLYDE & CO

كليراندكو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。